

パブリックコメントで頂いたご意見・ご質問とそれに対する国土交通省の考え方

平成 19 年 7 月 10 日
国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課

1. 頂いたご意見と国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
○ 整備管理者の外部委託の禁止について	
事業の管理の受委託を行っている場合は、特例として整備管理者の外部委託を認めて頂きたい。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第35条に基づく事業の管理の受委託(以下「事業の管理の受委託」という。)により、運行管理業務と一体的に委託している場合については、他の企業に所属する職員から整備管理者を選任した場合であっても、外部委託には該当しないものとしています。
事業の管理の受委託を行っている場合について、整備管理業務を自動車分解整備工場に再委託することを認めて頂きたい。	整備管理業務の再委託については、通常の外部委託と同様に、整備管理の責任体制が曖昧となってしまう等により、適切な整備管理が行われぬおそれがあり、認めることは適当でないと考えます。
現状認識として、整備管理が不十分であることが原因となって事故が起こった事例はなく、現行制度でも十分安全を確保することは可能。また、外部委託を禁止せずとも内部管理の強化によってより一層の安全対策ができることから、整備管理者の外部委託の禁止に反対する。	不適切な整備管理により車両故障事故を惹起した事例は、各業態においてあります。また、具体的には、外部委託の事業者において、不適切な運行の可否決定により、事故に至った事例もあります。このような状況を踏まえ、また、輸送の安全性の更なる向上のために安全マネジメントが導入されたこと等から、整備管理の責任を内部化し、事業者をあげて安全確保に取り組む体制を強化することは必要であると考えます。
事業者の種類(霊柩業等)や規模によって、配慮することが必要。特に中小・零細企業に対しては、事業者が自らの責任のもとで、コスト合理化の方法を選択できることが重要である。	中小・零細企業等、現在外部委託を行っている事業者の負担軽減を図るため、2年間の経過措置を設けました。 この経過措置の間に、外部委託の場合に内部に選任されている整備責任者が実務経験を積み、整備管理者となることができ、これをもって最小限の負担で責任を内部化することができると考えます。
○ 整備管理者の補助者について	
補助者を選任する際の整備管理者選任前研修(以下「選任前研修」という。)の内容についての教育に関し、整備士等選任前研修を受けずに整備管理者の資格要件を満たす者もあり、そのような場合には選任前研修でどのような内容を取り扱っているか不明であることから、教育を行うことが困難であるため、補助者が選任前研修を受けることによって、補助者に対する教育に代えることを認めて頂きたい。	整備管理者の補助者に対する社内での教育に活用して頂くため、国土交通省のホームページにおいて、標準的な選任前研修の内容に関する資料を公開する予定です。つきましては、当該資料を活用し、補助者に対する社内研修を実施して頂きたく、よろしくお願い致します。
○ 整備責任者について	
制度のわかりやすさのため、整備責任者の見直しや廃止を検討願いたい。	グループ企業内での外部委託の場合には整備責任者は不要であるため、経過措置終了後、事業用に関する整備責任者は廃止となります。
○ グループ企業内における外部委託について	
グループ企業内における外部委託の要件について、「整備管理者との定例会議等を3箇月に1回以上実施」とあるが、「委託先代表者との会議」も同様なものとして認めて頂きたい。	「委託先代表者との会議」が、整備管理者の出席する同等のものであれば認められますが、個別の判断となります。

グループ企業内における外部委託の要件について、鉄道会社等自動車運送事業者以外の企業を親会社とするグループの場合、傘下の自動車運送事業者と自動車分解整備事業者の間で親会社と異なる規定類（安全管理規程、整備管理規程等）を定めることや、判断基準等を統一するための指揮、命令及び教育を子会社同士で行うことを認めて頂きたい。	グループ企業内における外部委託について特例を認めることとしたのは、一定の条件下においては、子会社を指導すべき立場にあり、実際にその力を有する親会社を中核として輸送の安全確保に一体として取り組むことができ、企業内で整備管理者を選任した場合と同等であると考えられることによるものです。したがって、中核となるべき親会社が整備管理に関し何ら役割を果たさない場合、特例措置を適用することはできません。
グループ企業の定義について、地方公共団体（地方公営企業を含む。）と外郭団体との関係において、株主の議決権を半数以上地方公共団体が有するか、それと同等の要件を満たしていればグループ企業であるとみなして頂きたい。	グループ企業内における外部委託については、一定の条件下において、企業内の整備管理者の選任と同等であると考えられることから、特例措置を規定することとしました。他方、地方公共団体と外郭団体の関係については、同様の扱いが可能であることの裏付けが無いため、特例措置を設けることは困難です。なお、現在外部委託を行っている者の負担軽減を図るために2年間の経過措置を設けており、この間に、整備責任者が実務経験を積み、整備管理者となることが可能です。
○ その他	
整備管理者、運行管理者、整備責任者、整備管理者の補助者の位置づけを明確にして頂きたい。	整備管理者は自動車の点検及び整備等に関する事項を処理し、運行管理者は事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を実施します。また、整備責任者は、自家用自動車の外部委託の場合に、整備管理者を補助させ連帯して整備管理を行わせるために、必ず自社内に選任しなければならない者で、整備管理者の補助者は、整備管理者を補助させるために、必要に応じて選任する者です。
運行管理者と並列の権限を有し、運行管理者は整備管理者の判断に反して車両を運行してはならないこととする等、整備管理者の権限の明確化を行って頂きたい。	現在においても、整備管理者は運行管理者と並列の権限を有しており、点検の結果に基づく運行可否の決定等を行うことができます。なお、整備管理者の権限は改正後も維持されます。

2. 頂いたご質問とその回答

ご 質 問 の 概 要	回 答
補助者の資格要件「整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者」について、具体的に教示されたい。	意見募集対象資料の2. (1)④に掲げる表のうち「1. 補助者を選任するとき」に行うべき教育を行った者です。
補助者の選任に当たって、届出の可否如何。	補助者の選任について、届出は不要です。選任した場合には、必要な事項を整備管理規程に記載して頂くこととなります。
補助者を複数選任することの可否如何。	可能です。
補助者の外部委託及び兼務の可否如何。	可能です。
グループ企業内における外部委託の要件について、「兼職内容及び事業所間の距離」の判断基準如何。	整備管理の業務に支障がでるかどうかにについては、管理する台数や他に兼職する業務量等により異なるため、一律に基準を設定することは困難なため、個別の判断となります。